○注意事項

◆提出書類

　①農地所有適格法人報告書（解除条件付一般法人を含む）

　②出勤簿の写し

　③損益計算書の写し

　④法人登記簿（前年と変更がない場合は不要）

　⑤定款（前年と変更がない場合は不要）

　⑥売上高内訳表（③で売上高の内訳の記載がない法人のみ提出）

◆農地所有適格法人の条件に該当しているか

　①株式会社は、定款で株式の譲渡につき取締役会または株主総会での承認を要する旨の記載があること。

　②売上の過半数が農業及び関連する事業の売上で占めること。

（農産物生産販売、農産物を原料とした製造加工、農作業受託、

農事組合法人の共同施設利用等による売上）

③議決権のある株主の過半数が農業に関係する者であること。

（農地の提供者、法人が行う農業の従事者、農作業の委託者、農協等）

④役員の過半数が株主であり、農業（販売、労務管理、営農計画作成等を含む）に年150日以上従事していること。更に、役員のうち1人以上は農作業（田畑、畜舎等での作業）に従事していること。

⑤民間企業の出資割合は４９％までであること。

（２社以上の場合は合計で４９％まで）

◆経営面積

　報告書に記載する経営面積は、農地法、農業経営基盤強化促進法、農地中間管理事業に基づく貸借契約を結んだ農地の面積（＝農業委員会の農地台帳上の経営面積）の合計のみとする。

　所有者との口約束や、農業委員会を通さない契約で耕作している面積は含めないでください。

**※現在、国においては、法に基づき、未報告の法人への過料を検討していますので、令和５年度以前の未報告分がある場合は、未報告分も合わせて必ず提出してください。**